

秘密保持契約書

相互型（双方向）

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇の検討（以下「本目的」という。）のために相互に開示する情報の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（秘密情報）

本契約において「秘密情報」とは、本目的のために甲又は乙（以下、情報を開示する当事者を「開示者」、開示を受ける当事者を「受領者」という。）が相手方に開示した技術上又は営業上の情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）書面、電子メール、電磁的記録その他の有形の媒体により開示される情報であって、秘密である旨が表示されたもの
- （2）口頭、映像その他の無形の方法により開示される情報であって、開示の際に秘密である旨が告げられ、かつ、開示後〇〇日以内にその概要を記載した書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）が受領者に交付されたもの

2 本目的の検討を行っている事実及び本契約の内容は、前項の表示等の有無にかかわらず、秘密情報として取り扱う。

第2条（秘密情報から除かれる情報）

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを受領者が書面により証明できる情報は、秘密情報に含まれない。

- （1）開示を受けた時に既に公知であった情報
- （2）開示を受けた後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- （3）開示を受けた時に既に受領者が正当に保有していた情報
- （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- （5）開示を受けた情報によらずに受領者が独自に開発した情報

第3条（秘密保持義務）

受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、開示者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受領者は、次の各号に掲げる者に対し、本目的のために必要な範囲で秘密情報を開示することができる。この場合、受領者は、第1号及び第3号に掲げる者には本契約と同等の秘密保持義務を負わせ、第2号に掲げる者には法令上又は契約上の守秘義務を負う者に限って開示し、これらの者の行為について自らの行為と同様の責任を負う。

- （1）本目的のために秘密情報を知る必要がある受領者の役員及び従業員
- （2）受領者が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家
- （3）前各号のほか、開示者が事前に書面で承諾した第三者

3 受領者は、法令又は裁判所若しくは行政機関の命令により秘密情報の開示を求められたときは、その求めに応じるために必要な範囲で開示することができる。この場合、受領者は、法令上許される範囲で、事前に（事前の通知が困難なときは開示後速やかに）その旨を開示者に通知する。

第4条（目的外使用の禁止）

受領者は、秘密情報を本目的以外の目的に使用してはならない。

2 受領者は、本目的のために必要な範囲を超えて秘密情報を複製してはならない。複製物（秘密情報を含む電磁的記録を含む。）は、秘密情報として本契約の定めに従い取り扱う。

第5条（漏えい等の通知）

受領者は、秘密情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）が生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに開示者に通知し、開示者と協議のうえ、被害の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

第6条（権利の帰属等）

秘密情報に関する権利は開示者に帰属し、本契約は、受領者に対し、秘密情報に関する特許権、著作権その他の知的財産権の実施又は使用を許諾するものではない。

2 本契約は、甲又は乙に対し、本目的に関する契約の締結を義務づけるものではない。

第7条（返還及び破棄）

受領者は、本契約が終了したとき、又は開示者から書面による請求があったときは、開示者の指示に従い、秘密情報を含む書類、記録媒体その他の物（複製物を含む。）を速やかに返還し、若しくは破棄し、又は秘密情報を含む電磁的記録を消去する。

2 受領者は、開示者から求められたときは、前項の破棄又は消去を完了した旨を記載した書面を開示者に提出する。

3 法令により保存が義務づけられているもの、及び自動的に作成されるバックアップであって消去が技術的に困難なものは、第1項の規定にかかわらず保存することができる。この場合も、受領者は、これを本契約に従い秘密として保持し、本目的以外に使用しない。

第8条（損害賠償及び差止め）

甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、これによって相手方に生じた損害を賠償する。

2 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、又は違反するおそれがあるときは、相手方に対し、その違反行為の差止め又は予防に必要な措置を請求することができる。

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から〇年間とする。ただし、期間満了の〇か月前までに甲乙いずれからも書面による別段の申出がないときは、同一の条件でさらに1年間更新し、以後も同様とする。

2 本契約が終了した後も、第3条から第5条まで及び第7条の規定は〇年間、第6条、第8条、第10条及び第11条の規定は期間の定めなく、なお効力を有する。

3 前項の規定にかかわらず、秘密情報のうち開示者が開示の際に営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。）である旨を明示したものについては、第3条及び第4条の規定は、当該情報が営業秘密に該当する間、なお効力を有する。

第10条（準拠法及び管轄）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

2 本契約に関して甲乙間に生じた紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

名称

代表者

印

乙

住所

名称

代表者

印